

3 関 経 第 4 6 号
令 和 3 年 4 月 1 日

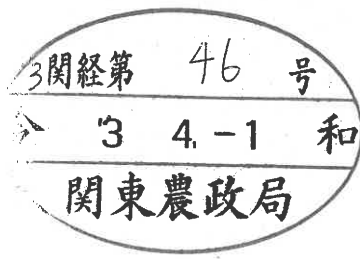
千葉県知事 殿

関東農政局長

新規就農者確保加速化対策実施要綱の一部改正について

このことについて、令和3年3月30日付け2経営第3016号をもって農林水産事務次官から別添写しのとおり依命通知があったので、御了知の上、本事業の円滑かつ適正な実施につき特段の御配慮をお願いします。

なお、貴県管内各市町村及び関係団体には、貴職から通知願います。



2 経営第 3016 号
令和 3 年 3 月 30 日

関東農政局長 殿

農林水産事務次官

新規就農者確保加速化対策実施要綱の一部改正について

新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和 3 年 1 月 28 日付け 2 経営第 2558 号農林水産事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の都県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施について適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">就職氷河期世代の新規就農促進事業</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 研修終了後の報告</p> <p>(1) 就農状況報告</p> <p>交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第8号）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から農業次世代人材投資事業の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、農業人材力事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業第6の2の(6)に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。</p> <p>なお、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「<u>継続研修</u>」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第9号）を作成し、1の手続に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第10号）を交付主体に提出する。継続研修は資金の交付対象となる研修期間終了後、<u>原則</u>1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。</p> <p>また、継続研修の期間中は4の規定に準じて、研修状況報告書（別紙様式第3号）を交付主体に提出する。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第7 交付主体等の手続等</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 研修終了後の確認</p> <p>(1) 就農状況の確認</p> | <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">就職氷河期世代の新規就農促進事業</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 研修終了後の報告</p> <p>(1) 就農状況報告</p> <p>交付対象者は、研修終了後6年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月間の就農状況報告（別紙様式第8号）を交付主体に提出する。ただし、交付主体が市町村であって、交付対象者が、研修終了後に同市町村から農業次世代人材投資事業の経営開始型の資金の交付を受ける場合は、農業人材力事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業第6の2の(6)に基づく就農状況報告をもって本事業の就農状況報告に代えることができる。</p> <p>なお、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等（以下「<u>継続研修</u>」という。）を行う場合は、継続研修計画（別紙様式第9号）を作成し、1の手続に準じて、交付主体に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届（別紙様式第10号）を交付主体に提出する。継続研修は資金の交付対象となる研修期間終了後1か月以内に開始するものとし、その期間は原則として4年以内とする。</p> <p>また、継続研修の期間中は4の規定に準じて、研修状況報告書（別紙様式第3号）を交付主体に提出する。</p> <p>8・9 [略]</p> <p>第7 交付主体等の手続等</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 研修終了後の確認</p> <p>(1) 就農状況の確認</p> |

イ 農の雇用事業の研修生となっている者

農業人材力事業実施要綱の別記 2 農の雇用事業の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

7～12 [略]

13 サポート体制の構築

都道府県、交付主体の市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(2)のアの認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

(別記1 別紙様式第1号)

研修計画

令和 年 月 日

殿

住所：
氏名：
電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

1～6 [略]

イ 農の雇用事業の研修生となっている者

農業人材力事業実施要綱の別記 3 農の雇用事業の第6の6による確認結果について、農の雇用事業の事業実施主体に照会する。

7～12 [略]

13 サポート体制の構築

交付主体である都道府県、青年農業者等育成センター、市町村及び第8の4に定める全国型教育機関は、交付対象者が研修終了後、円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、第5の1の(2)のアの認定研修機関、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制について公表するものとする。

(別記1 別紙様式第1号)

研修計画

令和 年 月 日

殿

住所：
氏名 (自署):
電話番号：
(生年月日： 年 月 日： 歳)
メールアドレス：

1～6 [略]

6 保証人^{※9}

別添 2

研修実施計画

[略]

上記の研修内容で研修を実施します。
 令和 年 月 日
 (研修先名称)
 (住所)
 (電話番号)

別添 6

確約書

令和 年 月 日

住所：
 氏名：
 (生年月日： 年 月 日： 歳)

[略]

(別記 1 別紙様式第 2 号)

就職氷河期世代の新規就農促進事業交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏名

[略]

別添 2

研修実施計画

[略]

上記の研修内容で研修を実施します。
 令和 年 月 日
 (研修先名称) (自署)
 (住所)
 (電話番号)

別添 6

確約書

令和 年 月 日

住所：
 氏名 (自署)：
 (生年月日： 年 月 日： 歳)

[略]

(別記 1 別紙様式第 2 号)

就職氷河期世代の新規就農促進事業交付申請書

令和 年 月 日

殿

氏名 (自署)

[略]

(別記1 別紙様式第3-2号)

研修状況報告書(先進農家等用)
研修〇年目前半・後半(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名

[略]

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :
代表者名 :
研修責任者名 :

(別記1 別紙様式第8-1号)

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始〇年目・交付終了後〇年目(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の7の規定に基づき就農状況報告を提出します。

(別記1 別紙様式第3-2号)

研修状況報告書(先進農家等用)
研修〇年目前半・後半(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名

[略]

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :
代表者名 (自署) :
研修責任者名 (自署) :

(別記1 別紙様式第8-1号)

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始〇年目・交付終了後〇年目(〇~〇月分)

令和 年 月 日

殿

氏名

新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)別記1第6の7の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1 [略]

2 営農実績報告

| 作物・部門名 | | 作付面積(a)・飼養頭数等 | | | |
|------------------------|----|---------------|-------------------------------|------------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |
| 農業経営の構成(交付対象者本人・家族労働力) | 氏名 | 年齢 | 交付対象者・交付対象者との続柄(法人経営にあたっては役職) | 年間の農業従事日数※ | 担当業務 |
| | | | 本人 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 雇用労働力 | | (人・日※) | | | |

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

| 経営耕地 | 区分 | | 面積 (a) | |
|--------|-----|------|-------------|-----|
| | 所有地 | | | |
| | 借入地 | | | |
| 特定作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績 | |
| | | | 作業受託面積等 | 生産量 |
| 作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績(作業受託面積等) | |
| | | | | |
| | 単純計 | | | |
| | 換算後 | | | |

※ 「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地(申請者が当該農地(申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載

1 [略]

2 営農実績報告

| 作物・部門名 | | 作付面積(a)・飼養頭数等 | | | |
|------------------------|----|---------------|-------------------------------|--------|------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | | |
| 農業経営の構成(交付対象者本人・家族労働力) | 氏名 | 年齢 | 交付対象者・交付対象者との続柄(法人経営にあたっては役職) | 農業従事日数 | 担当業務 |
| | | | 本人 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 雇用労働力 | | (人・日※) | | | |

[新設]

3 経営規模の報告

| 経営耕地 | 区分 | | 面積 (a) | |
|------|-----|------|--------|--|
| | 所有地 | | | |
| | 借入地 | | | |
| [新設] | | | | |
| | | | | |
| 作業受託 | 作目 | 作業内容 | 実績 | |
| | | | | |

[新設]

「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積等を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積等を記載する。

4～7 [略]

(別記1 別紙様式第9号)

継続研修計画

令和 年 月 日

殿

氏名

[略]

(別記1 別紙様式第18号)

返還免除申請書

令和 年 月 日

殿

氏名

[略]

4～7 [略]

(別記1 別紙様式第9号)

継続研修計画

令和 年 月 日

殿

氏名 (自署)

[略]

(別記1 別紙様式第18号)

返還免除申請書

令和 年 月 日

殿

氏名 (自署)

[略]

(別記1 別紙様式第19号)

[略]

(別紙)

殿

個人情報の取扱い(例)

[略]

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

[削る]

(法人・組織名)

氏名

(別記1 別紙様式第20号)

就職氷河期世代の新規就農促進事業計画(○年度)(実績報告)

[略]

(別記1 別紙様式第19号)

[略]

(別紙)

殿

個人情報の取扱い(例)

[略]

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

【自署欄】

(法人・組織名)

氏名

(別記1 別紙様式第20号)

就職氷河期世代の新規就農促進事業計画(○年度)(実績報告)

[略]

(別記1 別紙様式第21号)

都道府県就職氷河期世代の新規就農促進事業計画(実績報告)(〇年度〇〇県)

[略]

別紙様式第21号別添

第1 [略]

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

(別紙) 都道府県サポート計画に記載

第3 事業実施体制

1 [略]

[削る]

(別記1 別紙様式第21号)

都道府県就職氷河期世代の新規就農促進事業計画(実績報告)(〇年度〇〇県)

[略]

別紙様式第21号別添

第1 [略]

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

| 項目 | 令和 | | 年度 | | 直近の実績 | |
|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|--|
| | 目標 | 実績 | | 達成率 | | |
| | | うち49歳以下 | うち49歳以下 | うち49歳以下 | うち49歳以下 | |
| 新規就農者数(人) | | | | #DIV/0! | #DIV/0! | |
| 内訳 | 新規参入者数 | | | #DIV/0! | #DIV/0! | |
| | 新規自営農業就農者数 | | | #DIV/0! | #DIV/0! | |
| | 新規雇用就農者数 | | | #DIV/0! | #DIV/0! | |

注1:「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等により)の農地を譲り受けた場合を除く。1、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者をいう。なお、共同経営者とは、夫婦がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2:「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(1世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者をいう。

注3:「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く)をいう。

第3 事業実施体制及びサポート計画

1 [略]

2 就農及び定着に向けたサポート計画

(1) 就農に向けた相談体制

| 相談窓口(機関名、部署等を記載) | 相談対応方法等 | 備考 |
|------------------|---------|----|
| | | |
| | | |
| | | |

注:相談窓口が複数ある場合は適宜行を追加して全て記載すること

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(○年○月現在の情報)

| | | | |
|-------|-------|---|--|
| 都道府県名 | 問合せ窓口 | (組織名) ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載 | (電話) ※HP掲載可能な情報を記載 (Eメール) ※HP掲載可能な情報を記載 |
|-------|-------|---|--|

注: 指図窓口が複数ある場合は適宜行を追加して記入してください。

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(単位:人)

| 新規就農者数(必須) | 目標 | | 直近過去実績 | | | | 備考 (年度の進捗状況、達成目標が 必要な場合は必ず記載) |
|------------|------------|--|---------|---------|--|---------|-------------------------------------|
| | 令和○年度 | | 令和○年度 | 平成○年度 | | 平成○年度 | |
| | うち49歳以下 | | うち49歳以下 | うち49歳以下 | | うち49歳以下 | |
| 内容 | 新規参入者数 | | | | | | |
| | 新規自営農業就農者数 | | | | | | |
| | 新規雇用作業就農者数 | | | | | | |

注1: 「新規参入者」とは、土地や資金を独自に調達(相続・贈与等)により農地の権利を継承した場合を除く。且、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び共同経営者という。なお、共同経営者とは、支障がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を創設して共同経営を行っている場合における、経営の責任者の配偶者又はその他の共同経営者をいう。

注2: 「新規自営農業就農者」とは、家族経営体(世帯(雇用者の有無を問わない)で事業を行う者をいう。なお、農家が法人化した形態である一戸一人を食む。)の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への就農が主になった者及び(例)買われて就農が主から「自営農業への就農が主になった者」という。

注3: 「新規雇用作業就農者」とは、当該年度に新たに法人等に常雇(年間7か月以上)として雇用されることにより、農業に従事することとなった者(外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状況が農業従事者であった場合を除く。)をいう。

第2 新規就農者へのサポート内容

1. 都道府県の紹介等(必須)

| | |
|-----------------|--|
| 就農希望者に向けたサポート言葉 | ※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入(50文字程度) |
| 地域と農業の紹介文 | |
| 主な農産物 | |
| 地域が求める新規就農者 | |

2. 都道府県内のサポート体制(必須)

| 支援分野 | 担当機関・担当者名 | 支援分野 | 担当機関・担当者名 |
|-------------|-----------|----------------------|-----------|
| 就農に向けた相談窓口 | | 農業者による指導 | |
| 研修支援 | | 販路支援 | |
| 技術・経営指導 | | 生活に係る支援 (住居、子育て等) | |
| 農地確保支援 | | 車務局・全体調整 | |
| 機械・施設等の確保支援 | | その他(〇〇) | |
| 資金相談 | | その他(〇〇) | |

[新設]

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

| 区分 | 支援項目 | 支援内容の紹介 |
|-----------------------------------|-------------------------------------|---------|
| 就農支援 奨励 | 就農・移住相談対応、就農相談会の開催 | |
| | 就農体験ツアー・インターンシップの実施 | |
| | ホームページ、パンフレット等での情報提供 | |
| | その他 | |
| 就農前の 支援 | 研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修先とのマッチング等) | |
| | 就農に向けたサポート(就農相談窓口の設置、就農先の紹介、マッチング等) | |
| | 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等 | |
| | 販路確保、販路開拓に向けた支援 | |
| | 生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、研修手当、子育て支援等) | |
| | その他 | |
| 就農後の 定着・修 業支援に 向けた支 援 | 就農後の生産技術・経営力向上のための指導、研修 | |
| | 規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談等 | |
| | 販路確保、販路開拓に向けた支援 | |
| | 地元農家や地域住民との交流促進の取組 | |
| | 生活に関わる支援(住居のあっせん・手当、子育て支援等) | |
| | その他 | |

注: 都道府県内で実施している支援(関係機関との連携含む)について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

4 その他情報(任意、自由記載)

注: 必要に応じて適宜行を追加して記入してください。

(別記1 別紙様式第22号)

就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(実績報告)
(令和〇年度〇〇県又は〇〇市町村)

[略]

別紙様式第22号別添

第1 [略]

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績 (交付主体が市町村の場合は、本項目ではなく「第4 地域サポート計画」に当該項目を記載)

[略]

第3 事業実施体制及びサポート計画

1 [略]

2 就農及び定着に向けたサポート計画 (交付主体が市町村の場合は、本項目ではなく「第4 地域サポート計画」に記載)

[略]

3 認定研修機関及び交付主体 (予定含む)

| 研修機関名 | 研修運営主体 分類(注2) | 交付主体名 | 研修機関名 | 研修運営主体 分類(注2) | 交付主体名 |
|-------|------------------|-------|-------|------------------|-------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(別記1 別紙様式第22号)

就職氷河期世代の新規就農促進事業交付計画(実績報告)
(令和〇年度〇〇県又は〇〇市町村)

[略]

別紙様式第22号別添

第1 [略]

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績
[略]

第3 事業実施体制及びサポート計画

1 [略]

2 就農及び定着に向けたサポート計画
[略]

3 認定研修機関及び交付主体 (予定含む)

| 研修機関名 | 交付主体 | 研修機関名 | 交付主体 |
|-------|------|-------|------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注1：市町村又は青年農業者等育成センターが交付主体となって交付する交付対象者が研修する要綱別記1第5の1の(2)のアの認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

注2：研修運営主体分類の欄には、ブルダウリストの都道府県、市町村、生産者団体、先進農家等、その他の中から、該当する分類を選択すること

第4 地域サポート計画（実績）（別紙）

注：交付主体が市町村の場合に別紙の地域サポート計画の作成が必要。ただし、農業人材力事業実施要綱の別記1農業次世代人材投資事業の経営開始型の交付主体となっている市町村は、同要綱別記1の別紙様式第25号の地域サポート計画の作成をもって本項目の地域サポート計画に代えることができる。

（別紙）

地域サポート計画（新規就農者向け）

（〇年〇月現在の情報）

| | | | | |
|-------|------|-----------|---|-------------------------------------|
| 都道府県名 | 市町村名 | 農合社 窓口 | 組織名 ※HP掲載可能な情報を記載 (住所) ※HP掲載可能な情報を記載 | 電話番号 ※HP掲載可能な情報を記載 ※HP掲載可能な情報を記載 |
|-------|------|-----------|---|-------------------------------------|

第1 新規就農者に関する目標及び実績（必須）

（単位：人）

| | 目標 | 達成状況実績 | | | | 備考 (年度の男女別等、補足説明が 必要な場合は別途記載) |
|------------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------------------------|
| | | 令和〇年度 55.40歳以下 | 令和〇年度 55.40歳以下 | 平成〇年度 55.40歳以下 | 平成〇年度 55.40歳以下 | |
| 新規就農者数(必須) | | | | | | |
| 内訳 | 新規就農人数 | | | | | |
| | 新規自営農業就農者数 | | | | | |
| | 新規雇用就農者数 | | | | | |

注1：「新規就農人数」とは、土地の資金を独自に調達（借付・贈与等）により自ら農業を営むことになった者（1）と、当該年度に新たに農業経営を開始した経営の責任者及び技術継承者（2）を指し、共同経営者とは、実績がそろって就農、あるいは複数の新規就農者が法人を創設して共同経営を行っている場合に計れる。経営の責任者とはその他の共同経営者をいふ。

注2：「新規自営農業就農者」とは、家族経営体（世帯）雇用者の労働に関わらずに農業を行う者をいふ。なお、農家が個人化した形態である一戸一人を営む、の世帯員で、当該年度に生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への転身が主」になった者及び以前に就農が主だったが自営農業への転身が主になった者をいふ。

注3：「新規雇用就農者」とは、当該年度に新たに法人等に就業（1年間7か月以上）として雇用されることとなり、農業に従事することとなった者（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状況が農業従事者であった場合を除く）をいふ。

第2 新規就農者への地域サポート内容

1 地域の紹介等（必須）

| | |
|-----------------|--|
| 就農希望者に向けたサポート実施 | ※就農希望者に向けてどのようなサポートをするのか、訴求ポイントを記入（50文字程度） |
| 地域と農業の紹介文 | |
| 主な農産物 | |
| 地域が求める新規就農者 | |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

注：市町村又は青年農業者等育成センターが交付主体となって交付する交付対象者が研修する要綱別記1第5の1の(2)のアの認定研修機関を全て記載すること。教育機関の場合は専攻名等も記載すること

[新設]

[新設]

[新設]

2 地域サポート体制(必須)

| 支援分野 | 担当機関・部署名 | 支援分野 | 担当機関・部署名 |
|-------------|----------|----------------------|----------|
| 技術・経営指導 | | 販路支援 | |
| 農地確保支援 | | 生活に係る支援 (住居・子育て等) | |
| 機械・施設等の確保支援 | | 事務局・全体調整 | |
| 資金相談 | | その他(〇〇) | |
| 農業者による指導 | | その他(〇〇) | |

3 新規就農者への支援内容(取り組んでいる支援を記載)

| 区分 | 支援項目 | 支援内容の紹介 |
|-----------------------------------|--------------------------------------|---------|
| 就農支援 喚起 | 就農・移住相談対応、就農相談会の開催 | |
| | 就農体験ツアー・インターンシップの実施 | |
| | ホームページ、パンフレット等での情報提供 | |
| | その他 | |
| 就農前の 支援 | 研修の実施(生産技術・農業経営の研修、研修 先とのマッチング等) | |
| | 就農計画作成サポート | |
| | 農地、施設・機械のあっせん、営農資金の相談 等 | |
| | 販路確保、販路開拓に向けた支援 | |
| | 生活に関わる支援(住居のあっせん、手当、研 修手当、子育て支援等) | |
| | その他 | |
| 就農後の 定着・経 営発展に 向けた支 援 | 就農後の生産技術・経営力向上のための指導、 研修 | |
| | 規模拡大に向けた農地、施設・機械のあっせ ん、営農資金の相談等 | |
| | 販路確保、販路開拓に向けた支援 | |
| | 地元農家や地域住民との交流促進の取組 | |
| | 生活に関わる支援(住居のあっせん、手 当、子育て支援等) | |
| | その他 | |

注: 地域で実施している支援について、「支援項目」欄の該当項目に○を付け、取組の詳細や新規就農者にアピールしたい内容を「支援内容の紹介」欄に記入

(別記2)

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業

第4 実践研修支援の対象者要件等

1 法人等就業研修の対象者要件

(1) 農業法人等の要件

法人等就業研修の対象となる農業法人等（自らの経営を移譲することを希望する農業者（以下「移譲希望者」という。）を除く。）は、次の要件を全て満たす者とする。

ア～コ [略]

サ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業又は農業人材力事業実施要綱の別記2農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

シ～テ [略]

(2) 法人等就業研修生の要件

法人等就業研修の対象となる法人等就業研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア～ク [略]

ケ 過去に農業法人等で農業人材力事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業の第2の1の準備型（平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む）又は新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）（以下「新規就農支援緊急対策事業実施要綱」という。）の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業で同様の研修を受けていないこと。

2 [略]

第6 推進事業

1～7 [略]

8 実践研修支援情報の共有

(1)・(2) [略]

(別記2)

就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業

第4 実践研修支援の対象者要件等

1 法人等就業研修の対象者要件

(1) 農業法人等の要件

法人等就業研修の対象となる農業法人等（自らの経営を移譲することを希望する農業者（以下「移譲希望者」という。）を除く。）は、次の要件を全て満たす者とする。

ア～コ [略]

サ 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと、虚偽の報告等、本事業又は農業人材力事業実施要綱の別記3農の雇用事業（以下「農の雇用事業」という。）に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルが既に是正され、1年を経過している場合はこの限りでない。

シ～テ [略]

(2) 法人等就業研修生の要件

法人等就業研修の対象となる法人等就業研修生は、次の要件を全て満たす者とする。

ア～ク [略]

ケ 過去に農業法人等で農業人材力事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業の第2の1の準備型（平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む）又は新規就農支援緊急対策事業実施要綱（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業で同様の研修を受けていないこと。

2 [略]

第6 推進事業

1～7 [略]

8 実践研修支援情報の共有

(1)・(2) [略]

| | |
|--|--------------------------|
| <p><u>(3) 農業人材力事業実施要綱の別記1 農業次世代人材投資事業の第7の1の(6)のアの(イ)又は新規就農支援緊急対策事業実施要綱の別記1 就職氷河期世代の新規就農促進事業の第7の6の(1)のイの照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。</u></p> <p>9 [略]</p> | <p>[新設]</p> <p>9 [略]</p> |
|--|--------------------------|

附 則 (令和3年3月30日付け2経営第3016号)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この通知による改正前の新規就農者確保加速化対策実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によることとする。

3 この通知の施行の際、現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

4 この通知の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。